

## 第 20 回統一地方選挙 白石区投票所用品運搬業務 仕様書

### 1 業務の概要

令和 5 年 4 月 9 日に執行する標記の選挙において、投票事務に必要な用品を各投票所に運搬する。

### 2 業務内容

#### (1) 用品搬出

物資保管場所から用品を搬出する。搬出した用品は、(2)の開始まで受託者の責任で保管する。

##### ① 実施日時

令和 5 年 4 月 6 日(木) 18 時から

##### ② 物資保管場所

白石区複合庁舎(白石区南郷通 1 丁目南 8-1) 4 階会議室 A、B、C

#### (2) 用品運搬

(1)で搬出した用品を各投票所に運搬する。運搬は 2 コースに分け、別紙の配送確認表のとおり配送すること。

**第 13 投票所では、木製スロープを保管場所から出して運搬した荷物と一緒にしておくこと。**

なお、各投票所の用品の保管場所は、施設管理者に確認すること。

##### ① 実施日時

令和 5 年 4 月 7 日(金) 9 時から 17 時まで

#### (3) 用品回収

用品を各投票所から回収する。(2)と同様に、別紙の配送確認表のとおり回収を行うこと。なお、回収した用品は(4)の搬入までは受託者の責任で保管すること。

**第 13 投票所では、木製スロープを保管場所に片づけること。**

##### ① 実施日時

令和 5 年 4 月 10 日(月) 9 時から 17 時まで

#### (4) 用品搬入

各投票所から回収した用品を(1)-②で指定した物資保管場所に搬入する。

##### ① 実施日時

令和5年4月10日(月) 18時から

### 3 注意点等

- (1) 搬出・搬入時には、施設管理者の指示に従うこと。また、施設に損傷を与えないよう養生すること。台車等を使用する際には、施設管理者に確認すること。
- (2) 搬出・搬入時等に出たごみは、受託者が回収し処分すること。
- (3) 搬出・搬入の際は、必ず別紙1、2により用品のチェックを行うこと。
- (4) 交通事故や用品に関する事故等緊急事態が発生した場合は、必ず区職員に連絡を取り、指示を仰ぐこと。
- (5) 作業の完了時には、必ず別紙により区の担当者の確認を受け、了承を得ること。
- (6) 白石区役所における搬出・搬入時の車両の停止場所、使用するエレベータ等については、区の担当者に事前に確認すること。
- (7) その他詳細にかかる不明点等については、区の担当者と協議し、適宜確認すること。

担当： 白石区市民部総務企画課地域安全担当 佐藤、清水  
電話： 861-2405(課直通)      fax: 861-2586  
Email： shiro.anzen@city.sapporo.jp